

船舶事故調査報告書

平成29年2月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年5月5日 09時50分ごろ
発生場所	静岡県伊東市川奈 ^{かわな} 南東方沖 川奈 ^{かわな} 灯台から真方位145° 7.8海里（M）付近 （概位 北緯34° 51.0′ 東経139° 14.0′）
事故の概要	ヨット ^{みこし} 神輿は、漂流中、船長が死亡し、乗組員1人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年5月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ヨット 神輿、14トン 235-42930静岡、株式会社磯辺工務店 13.72m（Lr）×4.59m×1.91m、軽合金 ディーゼル機関、36.8kW、平成13年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年3月22日 免許証交付日 平成25年12月20日 （平成31年3月21日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）、軽傷 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の初期、水温 約18.6℃
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、回航の目的で、平成28年5月5日05時30分ごろ、神奈川県横須賀市浦賀 ^{うらが} 港に向けて静岡県下田市下田港を出発し、船長が右舷船尾のコックピットで舵を取り、機帆走として北東進した。 本船は、東京都大島町大島の島陰に入り微風となったので、スピネーカ（追い風用三角帆）を張ったところ、予想以上の風を受けて転覆しそうになったので、スピネーカを降ろすこととし、海に落として回収していたとき、スピネーカのロープが推進器翼に絡んだ。 乗組員の1人（男性、53歳、以下「乗組員A」という。）は、他

	<p>の乗組員と共にメインセイルをブームの中に収納する作業を行っていたところ、セイルを巻き取るブームの中の心棒がブームエンドのところ で外れたので、左舷側でブームに抱き付くように覆い被^{かぶ}さって同心棒をロープで固定する作業を行っていたとき、09時50分ごろ、ブームが急に右舷側に振れ、右舷船尾部から落水した。</p> <p>他の乗組員は、乗組員Aに向かって救命浮環や防舷材を投げ入れたものの届かず、ゴムボートを投下して救助することとした。</p> <p>乗組員の1人（以下「乗組員B」という。）は、海上保安庁に救助要請の電話を掛けていたところ、右舷船尾部でゴムボートの投下作業を行っていた船長が落水したのを目撃した。</p> <p>船長及び乗組員Aは、約1時間半後、海上保安庁の特殊救難隊により救助されて病院に搬送されたが、船長が溺水による死亡と検案され、乗組員Aが低体温症と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>乗組員全員は、本船に搭載された自動膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船舶所有者は、平成22年3月本船を中古で購入した後、本船に積載された自動膨張式救命胴衣の点検及び整備を行っていなかった。</p> <p>本船には、安全带等が積載されていなかった。</p> <p>船長の救命胴衣は、救助されたとき、膨らみが不足していた。</p> <p>船長は、ヨットの乗船経験が約25年あった。</p> <p>船長は、カッターシャツとスラックスを着用し、革靴を履いていた。</p> <p>乗組員Bは、ゴムボートを投下したとき、ゴムボートの係留索を本船につないでいなかったため、船長がゴムボートをつかまえようとして海に飛び込んだものと、本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、川奈埼南東方沖において漂泊中、船長が、落水した乗組員Aを救助しようとゴムボートを投下した際、流される同ボートをつかまえようとして海に飛び込んだものと考えられる。</p> <p>船長は、水温約18.6℃の状況下、カッターシャツとスラックスの服装で飛び込み、自動膨張式救命胴衣が十分に膨らまずに溺水した可能性があると考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長が着用していた自動膨張式救命胴衣が、十分に膨らまなかった状況を明らかにすることはできなかった。</p>

	<p>ゴムボートは、係留索が本船につながれていなかったことから、投下された際に流されたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、川奈埼南東方沖において漂泊中、船長が、落水した乗組員Aを救助しようとゴムボートを投下した際、流される同ボートをつかまえようとして海に飛び込んだことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣は、定期的に点検及び整備を行うこと。 ・ヨットの甲板上で作業を行う場合、安全索や安全帯を使用するなどの転落防止措置を採ること。

付図1 事故発生場所概略図

